

コージェネレーションシステム導入支援事業

よくある質問等 Q&A

（令和 7 年度（2025 年度版））

＜お問い合わせ先＞

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogeneration>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～12：00

13：00～17：00

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

TEL：03-5990-5085

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事等が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

【目次】

よくある質問等（Q&A）

（１）助成対象事業者について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（２）助成対象事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（３）交付の条件について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
（４）申請について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（５）交付決定後について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
（６）その他・・・・・・・・・・・・・・・・	12

よくある質問等 (Q&A)

（１）助成対象事業者について

Q1 病院、社会福祉施設、物流拠点、鉄道の設置者又は管理者は助成の対象となりますか？

A1 建物の用途に規制はありません。事業者の対象は実施要綱第 5 条に規定していますので、ご参照ください。なお個別の案件については、お問い合わせください。

Q2 共同申請を行った場合、どの事業者が助成対象事業者となりますか？

A2 共同申請を行ったすべての事業者が助成対象事業者となります。なお、申請書の筆頭に記載する助成対象事業者は、CGS 又は熱電融通インフラ設備を保有する事業者としてください。

Q3 外資系企業は助成対象ですか？

A3 助成対象になります。「手続きの手引き」の「1.5.1.助成対象事業者」に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けて下さい。

Q4 CGS を設置する建築物の所有者と、CGS の所有者が異なる場合、誰が助成対象事業者となるのですか？

A4 CGS の所有者が助成対象事業者となります。CGS を設置する建築物の所有者からは、助成事業の実施に係る同意書（様式第 24 号）が必要となります。

（２）助成対象事業について

Q1 燃料の都市ガスが入手困難な地域では、本助成事業は使用できないのでしょうか？

A1 島しょ地域や多摩西部地域の都市ガスが入手困難な地域では、本助成事業の手続きの手引きの 5 ページに記載しました通り、LPG または環境に配慮した燃料その他として公社が認めるものを使用燃料としていますので、事前に公社にご相談ください。

Q2 災害時等に系統電力が途絶えた場合は、CGS の全ての電力を一時滞在施設に対して供給することが必要ですか？

A2 必ずしも全ての電力を供給する必要はありません。自らの事業継続を図りながら、一時滞在施設に準ずる施設に必要な電力を供給してください。

Q3 自立分散型電源とは何ですか？

A3 平常時にあっては当該電源から電力の供給を受けて事業を行うことにより系統電力へ

コージェネレーションシステム導入事業

の依存度を下げることができ、災害時等にあつては系統電力が途絶えても当該電源から電力の供給を受けて事業の継続を図りながら一時滞在施設に対して必要な電力を供給することのできる電源のことです。

Q4 使用する燃料の天然ガスとは何ですか？

A4 天然ガス又は液化天然ガスのほか、これらガスを主原料とする燃料であつて、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年 3 月 29 日経済産業省・環境省令第 3 号）別表第 1 の第 5 欄に掲げる係数が天然ガスの 1.1 倍未満のものです。都市ガスなどがこれに該当します

Q5 使用する燃料の水素（混焼）とは何ですか？

A5 CGS の燃料として天然ガスを主成分とした燃料と水素ガスを混焼（専焼を除く）することを指します。

Q6 CGS を非常用兼用の施設に設置する場合は、助成の対象になりますか？

A6 非常用兼用の施設は、助成対象となります。

Q7 既存ボイラと発電機を CGS に置き換えたいが、蒸気量を現状と同じにすると、定格発電出力が大きくなってしまいが、助成対象ですか？

A7 公社が定める「高効率な CGS であること」の条件を満たし、既設発電機より発電出力、もしくは効率が向上していれば、助成対象となります。申請時には必要蒸気量の根拠等を明示していただくようお願いします。なお、既設発電機と CGS の効率の比較では、発電効率、総合効率及び総合運用効率のいずれかが向上していれば助成対象となります。

Q8 手引きの「1.5.4 交付決定後①の系統電力が途絶えた場合の CGS による必要電力の供給」とはなんですか？

A8 電力会社による電力供給が停止した場合は、CGS による当該事業所の一部に電力供給を行なってください。帰宅困難者への災害情報・居住性の提供の観点から、電灯の一部、水道ポンプ及びラジオ・テレビの情報を収集できるように一部のコンセント等に電力供給をしてください。

Q9 既存ビル内に既に CGS が設置されている事業所が、近隣の既存ビル内の CGS と熱融通のための融通インフラを、この助成事業に合わせて実施する場合、助成対象事業となりますか？

A9 既存ビルの CGS と他の既存ビル内の CGS との間で熱融通するための熱融通インフラを設置（新設）する場合は、助成対象です。なお、ご不明な点があれば、ご相談ください。

Q10 融通インフラの申請について、融通先が一部都外となる予定です。助成対象事業になり

ますか？

- A10 都外への融通を含む事業は対象外となります（手続きの手引き 5 ページに『都内の建築物と接続するものであること』となっています）。

（3）交付の条件について

- Q1 CGS を設置する建築物及び供給対象建築物全体でエネルギーの利用等について情報交換する体制を構築することが交付条件となっていますが、エネルギーマネジメントが前述の全施設に設置されていますので、情報交換体制の構築は不要ではないのですか？
- A1 エネルギーマネジメントが全施設に設置されていることは、必須条件となっています。交付条件に情報交換体制の構築を上乗せした理由は、エネルギーマネジメントシステムをより多く活用する上で、CGS を設置する建築物及び供給対象建築物全体での情報交換を行うことで、エネルギーマネジメントのソフト面の利用を促進することにより、より一層の省エネルギー効果が発揮されることを期待しています。
なお、申請時に上記情報交換体制の構築を提案していても、エネマネ実施状況報告書の提出が不十分である場合、助成金の返還を命じる場合があります。
- Q2 助成対象事業に係る工事を発注する際に、入札又は複数者からの見積書の徴収が必要になるのはなぜですか？
- A2 発注先の選定にあたり公平かつ透明性を確保していただくためです。
- Q3 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、一時滞在施設に対して必要な電力を供給しなかった場合、罰則等がありますか？
- A3 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反することになるので、交付の決定を取消します。既に交付を行った助成金があるときには、助成金の返還と違約加算金の納付をしていただきます。ただし、災害等により施設が損壊した等、その他やむを得ない理由によって、一時滞在施設に対して必要な電力を供給できなかった場合は、この限りではありません。
- Q4 既存建物に CGS を新設する予定ですが、一時滞在施設には非常用発電設備からの配線が既に設置されています。交付要綱第 10 条第 4 号では、CGS から一時滞在施設に電力を供給することとなっていますので、新たに CGS から一時滞在施設に配線をしなければならないのですか？
- A4 既存建物で既に非常用発電設備からの配線が存在している場合は、経済合理性の観点から新たに配線しなくても問題ありません。なお、系統電力が途絶えた場合の非常用発電設備から一時滞在施設へ電力が送電される単線結線図等を申請時に提出願います。
- Q5 再開発事業として CGS のエリア（再開発地区及び一部の既存建物）への電力供給率は

コージェネレーションシステム導入事業

80%ですが、将来的にエリア内の各ビルの省エネルギーが進み、100%の電力供給率となる可能性があります。しかしながら需要家側からエネルギー源の多様化が必要との指摘から、CGS からの電力供給が 80%しかできない場合、余剰の 20%部分を売電してもいいですか？

A5 本質的には、エネルギー源の多様化、地産地消に対して助成することを目的としており、発電事業への助成金ではありません。エリア以外への売電を目的とした申請については、エリア内への供給のみに見直しをお願いします。ただし、やむを得ない理由によって、計画条件が大幅に変化した場合は、ご相談ください。

Q 6 本助成金以外に助成金その他の給付金を受給することは可能ですか？

A 6 国補助や東京都内の区市町村の補助金の併用は可能です。ただし、熱電融通インフラ事業に対して、東京都都市整備局を通じて国補助を申請し、クール・ネット東京に対して熱電融通インフラとCGSの助成事業を並行して申請することはできません。クール・ネット東京に対してCGS単独申請は可能です。なお、都市整備局経由で熱電融通インフラ事業の補助金申請を行い、本助成金事業をCGS単独申請した場合でも、本事業で熱電融通を行ったものと見做し、助成率は1/2、助成金限度額は4億円となります。

Q7 リース契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか？

A7 リース契約期間については、法定耐用年数以内でも可能です。しかしながら、本事業の助成金を受けた設備については、その法定耐用年数期間内（CGSについては15年）の適切な管理と処分制限が設けられています。そのため、法定耐用年数期間内は、リース契約期間後において、ビル所有者等への譲渡又は再リース契約等を締結いただく必要があります。

Q8 「割賦」等の契約でも申請可能ですか？

A8 助成事業者が工事完了届までに支払いが完了していない場合は、助成対象となりません。

Q9 法定耐用年数は、どのようにして調べられますか？

A9 財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

（4）申請について

Q1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A1 公社のホームページから、無料でダウンロードできますので、こちらをご利用ください。
URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/cogeneration>)

Q2 助成金の交付決定は、先着順ですか？

A2 交付の決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について、審査を

コージェネレーションシステム導入事業

行い交付決定いたします。

Q3 CGS を共有する場合は、どのように申請すればよいのですか？

A3 代表者を決めて 1 事業所として申請してください。共有者全員から「区分所有者等の申請に係る同意書」（第 23 号様式）の提出が必要となります。

Q4 同じ申請者が異なる複数の事業を申請することは可能ですか？

A4 1 施設 1 申請を原則とします。よって、事業所が異なれば可能ですが、助成金を多くの事業者の方々に活用して頂く趣旨から、複数分については、審査の時点で不交付となる可能性があります。なお、同一敷地内の複数の建築物は、同一建物と見なします。

Q5 申請時の見積書は、設計会社のものでいいですか？

A5 見積内容が適切であれば、参考見積で結構です。なお、見積書には設計会社名と見積作成者の担当印及び社印が必要です。

Q6 ビル等、助成対象外設備が見積書の中に含まれる場合の対応どのようにすればいいですか？

A6 一括で見積書が作成されている場合は、見積書を対象外と対象設備とに区分（機器、工事及び諸経費）し、経費内訳書に明確に区分できるように、経費内訳明細書（任意書式）を作成して頂き、参考見積書から経費内訳書への転記が明確に分かるように、区分してください。助成対象経費として申請した中に、助成対象外の費用が含まれる場合は、全て助成対象外となりますので、ご注意ください。

Q7 リース又は ESCO での申請を検討しています。全てリースになるので、当社（建物所有者）はお金を支払いませんが、共同申請しなければならないのですか？

A7 共同申請する必要があります。お金の支払いの有無に関わらず、リース会社と実質的な助成金の受益者である設備使用者の共同申請となります。

Q8 熱供給事業者が、助成対象設備を所有する場合は、ビル所有者等との共同申請となりますか？

A8 熱供給事業者が、ビル内若しくはビルの外に設備を設置して、該当ビルに熱及び電気を供給（販売）する場合は、熱供給事業者の単独申請となります。但し、該当ビルのビル所有者等の「助成対象事業の実施に係る同意書」（第 24 号様式）の添付が必要です。

Q9 子会社に貸している商業施設での設備更新を検討しています。費用は当社（親会社）が負担する場合、子会社との共同申請となりますか？また逆の場合はどうなりますか？

A9 まずビル所有が親会社で、助成対象設備の所有者も同一企業であれば、ビル所有者の単独申請となります。

次に子会社が設備を所有し、その更新をする場合は、子会社が申請者となり、親会社で

コージェネレーションシステム導入事業

あるビル所有者から、「助成対象事業の実施に係る同意書」（第 24 号様式）の提出が必要です。なお、利害関係が多数存在するなどの場合は、事前に公社にご相談ください。

Q10 リースでの申請を検討しています。全てリースになるので、当社はお金を払いませんが、助成対象事業に要する経費等内訳書や申請者別の資金調達計画の添付が必要ですか？

A10 共同申請者であるので、会社事業所概要書（パンフレット、地図等）、納税証明書、決算報告書等添付が必要な書類を提出することとなります。資金計画上、プロジェクトへの資金調達が不要な場合は、資金計画の貴社分の記載は不要となります。

Q11 ESCO 事業者が設備をリースバックするスキームの事業を検討しています。共同申請者である ESCO 事業者からリース事業者への売却に対して、利益排除は必要ですか？

A11 CGS を設置する工事業者（ESCO 事業者との関連会社等でない場合）に支払った工事金額とリースバックする金額が同一ならば、利益排除の必要はありませんが、リースバック時に ESCO 事業者のマージン等を上乘せした場合は、必要です。個別にご相談ください。

（リースバック：自分で購入したものをリース会社に売却し、自ら売却したもののリースを受けること）

Q12 エネルギー管理指定工場ではないので、定期報告書がありません。「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出すればいいですか？

A12 エネルギー管理指定工場でない場合は、例えばガス・電気会社等から発行されている月々の請求書の写し（電力の使用量が明記されている）などを提出してください。月々の積算値が「年間エネルギー使用量」となります。

なお、原油換算 1,500kL 以上のエネルギーを使用している第二種特定事業者には、エネルギー管理員の選任と報告義務があります。

Q13 年間エネルギー使用量のスパン（年度）は、自社の事業年度設定期間でいいですか？

A13 交付申請時に提出していただく年間エネルギー使用量のスパンは、4 月から翌年の 3 月までの 1 年間を年度としたもので、作成提出してください。

Q14 「助成対象事業の実施に係る同意書」（第 24 号様式）はどのような場合に必要ですか？

A14 CGS を設置する建築物の所有者と CGS 関連設備の所有者が異なる場合で、建築物の使用者が申請するケースにおいて、建築物の所有者から CGS 関連設備の建築物内への設置等について、同意する旨の書類が必要となります。これは、建築物の所有者には、一時滞在施設の設置をお願いしていますので、建築物の所有者が本助成事業の趣旨を理解されていることが前提となるからです。

Q15 「交付申請書の鑑（1 枚目）」（第 1 号様式）の作成に注意すべきことはありますか？

コージェネレーションシステム導入事業

- A15 申請事業者名、申請事業者住所、代表者氏名が商業登記簿謄本のとおりとなっているかを確認します。なお、代表者の役職名については、事業者ホームページ等の役職名と照合します。
- Q16 本事業の助成対象事業について、国その他の自治体の補助金等を利用していますが、申請に当たって注意する点がありますか？
- A16 国その他の自治体の補助金等を併用する場合は、交付申請時に国その他の補助金の交付決定通知書等を提出してください。
- Q17 東京都都市整備局を通じて国土交通省に熱電融通インフラの助成事業を再開発事業者（協議会名義）として申請し、CGS に関しては、再開発事業者の一員である CGS を設置する事業者が当公社に CGS 単独申請する場合、申請者名が異なりますが、熱電融通を行う見做しと認定してもらえますか？
- A17 東京都都市整備局経由の熱電融通インフラでは、協議会として申請していますので、協議会の一員が本事業の申請者であれば CGS+熱電融通インフラ事業と見做します。

（５）交付決定後について

- Q1 助成事業の開始日を契約日としていますが、複数の業者と契約締結する場合、事業の開始日は、いつになるのですか？
- A1 助成事業を構成する工事等のうち、助成対象設備を含む最初の契約締結が事業開始日となります。
- なお、工事契約が複数になる場合は、その都度事業開始届を提出してください。
- Q2 助成対象と助成対象外工事等が発生する場合の契約・発注の仕方はどうすればいいですか？
- A2 工事等の契約支払いに当たっては、助成対象となる工事等と助成対象外の工事等をそれぞれに係る費用が明確に分かれるようにしてください。助成対象分と助成対象外分は、分離して発注・契約することが望ましいです。なお、助成対象分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるような形態にしてください（助成対象内外の判明ができない場合は、助成金が支払われないことがあります。）。
- Q3 助成事業開始届出書の提出期限は、交付決定後 6 か月以内となっていますが、工事契約までしなければならないのですか？
- A3 再開発事業では、数年間に跨る工事期間となり、計画段階から 6 か月以内の工事契約まで辿り着けるものは少ないと考えますので、詳細設計契約等の締結をもって、工事開始と位置づけます。この契約日以降 14 日以内に助成事業開始届出書を提出してください。

Q4 本事業では、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに助成事業に係る「実績報告書」（第 16 号様式）を公社に提出することとされています。複数の設備導入を行う場合、工事の完了とは、最後の 1 台の工事を終了した時点となるのですか？

A4 本事業では、助成事業に係る工事の完了後に提出する「実績報告書」（第 16 号様式）について、提出期限を遅くとも 2030 年（令和 12 年）12 月 27 日までとしています。この場合の工事の完了とは、助成申請事業に係る全ての工事を終了した時点となります。公社は、当該「実績報告書」について書類の審査及び現地調査等を行い、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認められたときに、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を通知します。

なお、助成事業者は、公社より「助成金確定通知書」（第 17 号様式）を受領したのちに、「助成金交付請求書」（第 18 号様式）及び添付書類を提出するものとします。

Q5 2030 年（令和 12 年）12 月 27 日（金）までに事業を完了できない場合、どうしたらいいのですか？

A5 助成金の交付期限が決められていますので、2030 年（令和 12 年）12 月 27 日の期限は、厳守しなければなりません。12 月 27 日以降に完了予定がずれ込む場合は、原則「助成事業廃止申請書」（第 15 号様式）の提出が必要です。詳細については、ご相談ください。

Q6 交付決定後、対象設備のメーカーを変更することは可能ですか？

A6 交付決定後に変更が生じた場合、「助成事業実施計画変更申請書」（第 9 号様式）を提出してください。なお、助成事業実施計画変更申請中は工事を中止していただき、変更申請承認後に工事再開となりますので、ご注意ください。

Q7 何故、見積依頼書は書面による依頼に限定されているのですか？

A7 文書等の記録に残る依頼方法に限定されます。入札条件を見積提出業者に周知徹底させ、見積仕様等に間違いがないようにすることと、発注先の選定にあたり、競争入札（又は複数者の相見積）を徹底するためです。

Q8 発注先選定理由書とは何ですか？

A8 発注先の選定にあたり、助成事業の運営上、競争入札（又は複数者の相見積）が著しく困難又は不適切である場合、予め公社に発注先選定理由書を提出する必要があります。なお、理由書の内容や提出の時期により公社にて否認され、該当部が助成の対象から除外となる場合がありますので注意してください。

Q9 どのような理由であれば随意契約が認められるのですか？

A9 競争入札（又は複数者の相見積）が原則です。どうしても困難又は不適切である場合のみ例外的に随意契約が認められるとお考えください。

以下の場合には認められない場合もありますので、ご注意ください。

コージェネレーションシステム導入事業

- ・仕様を満たす機器が特定メーカーに限定され、直接見積を取るのが最も安価
⇒あくまで複数者の見積が必要です。代理店、商社等他社からも見積書を入手してください。
- ・導入したい機器の代理店であるため
⇒見積書を該当事業者自身が提出する場合は、利益排除を行って、随意契約することとなります。
⇒見積書がメーカーから直接提出される場合は、他の代理店、商社等からも見積書を入手してください。

Q10 ガス工事の随意契約が認められるのは、どのような場合ですか？

A10 ガス工事の契約時点において、年間ガス契約量が 10 万 m³ 未満（46MJ/m³ 換算）の助成事業者は、敷地内ガス管敷設工事についてガス供給事業者との随意契約を特別認めています（発注先選定理由書不要）。ガス工事であっても商社、設備会社などとの契約を予定している場合は、競争入札（又は複数者の相見積）となります。

Q11 関係会社からの調達については利益相当分を排除するとありますが、関係会社の規定はどのようなものですか？

A11 助成事業者が以下（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む）、利益等排除の対象となります。

利益排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日 大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社を言います。

- （1）助成対象事業者自身
- （2）100%同一資本に属するグループ企業
- （3）助成事業者の関係会社（除く（2））

※財務諸表等規則第 8 条における定義

・「子会社」

- （1）議決権の過半数を実質的に所有している。
- （2）議決権の 40～50%を所有し、且つ、役員派遣、契約、融資等で意思決定機関を支配している。

・「関連会社」

法の規定により財務諸表を提出すべき会社の（1）親会社（2）子会社（3）関連会社（4）財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社

Q12 申請の撤回をする場合、交付決定後 14 日以内とありますが、それ以降で取り下げが必要となった場合の対応はどのようにすればいいのです？

A12 「助成金交付申請撤回届出書」（第 8 号様式）の提出期限は、「助成金交付決定通知書」（第 2 号様式）を受領して 14 日以内に、交付決定内容又はこれに付された条件に対する異議があるなど、やむを得ない事由がある場合の期限です。事態の変化により取り下

コージェネレーションシステム導入事業

げが必要となった場合は、「助成事業廃止申請書」（第 15 号様式）を提出してください。

Q13 排熱利用設備（ジェネリンク・排熱ボイラ等）は、既設を利用し、CGS 本体だけのリプレースを申請する場合、エネルギー利用効率の計算や申請範囲はどうすればいいのですか？

A13 排熱利用率の計算根拠となる排熱のエネルギー量を測定できる計測機器を設置して、計測結果から排熱利用率を算出してください。CGS からの配管については、ご相談ください。

Q14 燃料使用量は専用ガスメーターであれば、取引用メーターでもいいですか？管理用ガスメーターの取り付けが必要ですか？

A14 専用ガスメーターであれば、取引用メーターでも構いませんが、将来メインのガス配管から分岐して他のガス設備を使用する場合には、管理用ガスメーター等の取り付けが必要です。また、排熱利用設備でガスを追い炊きする場合は、別のメーターを設置し、CGS と排熱利用設備の双方にガスメーターの設置をお願いします。（専用にしないと CGS の排熱利用率の計算に狂いが生じます。）

なお、ガス配管は公道からの受入配管図（アイソメ図）及び各所のガス配管図の添付が必要です。CGS や排熱ボイラに使用されるガス量が特定できているかを確認できる図面が必要です。

Q15 助成金は、いつ支払われますか？

A15 助成事業者は、工事完了後すみやかに「実績報告書」（第 16 号様式）を公社に提出し、公社による完了の確認を受ける必要があります。公社は、当該事業が適正に完了していると判断した場合、助成金確定通知書を送付します。助成事業者は、「助成金確定通知書」（第 17 号様式）受領後、「助成金交付請求書」（第 18 号様式）に添付書類を添えて公社に提出してください。公社はそれを受けて助成金を支払います。

Q16 国その他の自治体の補助金等を利用している場合において、何らかの事情で当該補助金等の金額が変更した際に必要な手続きはありますか？

A16 手続きは不要です

（6）その他

Q1 助成金の前払いや中間払いの制度はありますか？

A1 前払いや中間払いの制度はありません。工事完了後に事業に要した経費を確定させ、請求を受けた後に支払を行う精算払いとなります。なお、事業遂行のための借入金に対する利息は助成対象になりません。

コージェネレーションシステム導入事業

Q2 申請書類の作成等に必要な経費は、公社に請求できますか？

A2 公社への請求はできません。書類作成に要する経費及び公社へ書類を提出するのに必要な交通費等は、事業者にご負担していただきます。